

令和元年12月定例会 総務文教常任委員会記録

令和元年12月 2 日（月）

令和元年12月16日（月）

令和元年12月18日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和元年12月 2 日（月）	7 頁
令和元年12月16日（月）	13頁
令和元年12月18日（水）	69頁

令和元年12月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12月 2 日（月）	委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第 2 日	12月16日（月）	審査日程の決定 議案審査（総務部） 議案乙第30号、議案甲第48号、議案甲第49号、 議案甲第50号、議案甲第51号、議案甲第52号、 議案甲第53号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 報 告（総務部庁舎建設課） 新庁舎について <div style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</div> 議案審査（企画政策部） 議案乙第30号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 報 告（企画政策部情報政策課、総合政策課） 鳥栖市公式ホームページの閲覧障害等について 鳥栖市ホームページの更新について 鳥栖市人口ビジョン令和元年（2019年）改訂版について 第2期“鳥栖発”創生総合戦略（素案）について 第7次鳥栖市総合計画策定方針 <div style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</div>

日 次	月 日	摘 要
第 2 日	12月16日（月）	<p>議案審査（教育委員会事務局）</p> <p>議案乙第30号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（教育委員会事務局学校教育課）</p> <p>鳥栖市内中学校で発生したいじめ問題に係る訴訟に ついての報告</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>
第 3 日	12月18日（水）	<p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案甲第48号、議案甲第49号、議案甲第50号、 議案甲第51号、議案甲第52号、議案甲第53号、 議案乙第30号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p> <p>報 告（総務部総務課、財政課）</p> <p>鳥栖市上下水道局職員架空発注等検証委員会 佐賀県競馬組合の状況報告</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和元年12月16日付託]

- | | | |
|---------|-------------------------------------|------|
| 議案甲第48号 | 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第49号 | 鳥栖市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第50号 | 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第51号 | 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第52号 | 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第53号 | 鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 | [可決] |
| 議案乙第30号 | 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号） | [可決] |

[令和元年12月18日 委員会議決]

2 報告

新庁舎について（総務部庁舎建設課）

鳥栖市公式ホームページの閲覧障害等について（企画政策部情報政策課）

鳥栖市ホームページの更新について（企画政策部情報政策課）

鳥栖市人口ビジョン令和元年（2019年）改訂版について（企画政策部総合政策課）

第2期“鳥栖発”創生総合戦略（素案）について（企画政策部総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画策定方針（企画政策部総合政策課）

鳥栖市内中学校で発生したいじめ問題に係る訴訟についての報告（教育委員会事務局学校教育課）

鳥栖市上下水道局職員架空発注等検証委員会（総務部総務課）

佐賀県競馬組合の状況報告（総務部財政課）

3 その他

委員長の互選	[令和元年12月2日互選]
副委員長の互選	[令和元年12月2日互選]
委員席の指定	[令和元年12月2日指定]
総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件	[継続審査]
	[令和元年12月18日決定]

令和元年12月 2 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田隆洋

4 日程

委員長の互選
副委員長の互選
委員席の指定

5 傍聴者

なし

6 その他

なし

年長委員の紹介

武田隆洋議会議事調査係主査

総務文教常任委員会担当書記の武田です。よろしくお願いいたします。

選任後、最初の総務文教常任委員会でありますので、委員会条例第8条第2項の規定により年長委員が委員長との互選を行うこととなっております。

本日の出席委員中、森山議員が年長の委員でありますので、御紹介を申し上げます。

森山議員、よろしくお願いいたします。

森山林委員（年長委員）

それでは、御紹介いただきました森山でございます。

委員長選出まで委員長の職務を行います。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 5 時21分開会

森山林委員（年長委員）

ただいまより、委員会を開会いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

委員長の互選

森山林委員（年長委員）

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選について、選挙なり指名推選なりということでもありますけれども、指名推選ということで異議がなければ指名推選を行いたいと思います。

皆さんの御意見をお願いします、選挙方法を。

伊藤克也委員

今、委員長おっしゃったとおり、指名推選でいいかと思っておりますので、指名推選でお願いしたいと思います。

森山林委員（年長委員）

中村直人委員長

それでは、再開いたします。

それでは、ただいまそれぞれの委員の皆さんがお座りの席を議席指定をしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

ほかに何か、皆さんのほうから御意見があったら。

〔発言する者なし〕

ほかになければ、きょうの常任委員会は終わらせていただきたいと思いますが、1点だけ、事務局のほうから説明があるそうですので、よろしくお願ひしたいと思います。

武田隆洋議会事務局議事調査係主査

すいません、お時間いただいてありがとうございます。

事務局のほうからですけれども、委員会の積み立てのほうですけれども、毎月3,000円ということでさせていただきたいと思いますので、御了承よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、毎月3,000円の積み立てをするということですので、御了解をお願ひしたいと思います。



中村直人委員長

以上で、本日の委員会を終わらせていただきます。

午後5時27分散会

総務文教常任委員会委員席表

中村直人委員長

○



久保山博幸副委員長 ○

尼寺省悟委員 ○

森山 林委員 ○



○ 久保山日出男委員

○ 中川原豊志委員

○ 伊藤克也委員



令和元年12月16日（月）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田寿	
総務課長兼選挙管理委員会事務局	長	実本和彦	
総務課庶務防災係	長	古賀庸介	
総務課長補佐兼文書法制係	長	江下剛	
総務課長補佐兼職員係	長	山本英規	
総務部次長兼財政課	長	姉川勝之	
財政課	財政係	長	秋山政樹
契約管財課	長	森山信二	
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原有高	
総務部次長兼庁舎建設課	長	古澤哲也	
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係	長	田中秀信	
会計管理者兼出納室	長	吉田秀利	
議会事務局	長	緒方心一	
議会事務局次長兼庶務係	長	橋本千春	
議会事務局議事調査係	長	横尾光晴	
監査委員事務局	長	古賀和教	
監査委員事務局次長		飛松研二	

企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿 毛 晃 之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田 中 大 介
情 報 政 策 課 長	野 下 隆 寛
情報政策課長補佐兼情報政策係長	楠 和 久
情報政策課長補佐兼広報統計係長	徳 淵 英 樹
教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長	白 水 隆 弘
教 育 総 務 課 長	青 木 博 美
教 育 総 務 課 総 務 係 長	眞 子 寛 盛
学 校 教 育 課 長	中 島 達 也
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事	古 賀 泰 伸
学校教育課長補佐兼学校教育係長	立 石 光 顕
学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事	井 上 由 里 子
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	原 祥 雄
生涯学習課長兼図書館長	松 隈 義 和
生涯学習課参事	竹 下 徹
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長	八 尋 茂 子
生涯学習課文化財係長	久 山 高 史
生涯学習課図書係長	中 溝 雄 二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 日 程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第48号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例

議案甲第49号 鳥栖市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第50号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第51号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第52号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第53号 鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

〔説明、質疑〕

報 告（総務部庁舎建設課）

新庁舎について

〔報告、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

報 告（企画政策部情報政策課、総合政策課）

鳥栖市公式ホームページの閲覧障害等について

鳥栖市ホームページの更新について

鳥栖市人口ビジョン令和元年（2019年）改訂版について

第2期“鳥栖発”創生総合戦略（素案）について

第7次鳥栖市総合計画策定方針

〔報告、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

報告（教育委員会事務局学校教育課）

鳥栖市内中学校で発生したいじめ問題に係る訴訟についての報告

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時13分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時17分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

総務部

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第30号、議案甲第48号から議案甲第53号の7議案であります。

それでは、議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ファイルについては、01（総務部）一般会計補正予算と02（総務部）委員会参考資料になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

改めまして、おはようございます。

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の総務部関係分の説明をいたします。

説明は、今御説明いただきましたとおり、総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしく申し上げます。

まず、総務文教常任委員会資料2ページをお願いします。

令和元年度12月補正予算概要として、歳入について御説明いたします。

款17県補助金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節4総務管理費県補助金100万円は、子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、その下の段になります款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金、マイナス1億1,722万8,000円につきましては、財源調整のために減額をしたものでございます。

参考資料の2ページ目、上段のほうをお願いいたします。

財政調整基金の繰り戻しを行っておりまして、12月補正後の現在高は財政調整基金については約37億3,200万円の見込みとなっております。

次に、款の23市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告させていただきます。

参考資料の3ページ目から4ページ目と合わせてごらんください。

まず、目7災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債470万円及び節3商工施設災害復旧債530万円につきましては、7月及び8月の豪雨等により被害が生じた農地、林道及び調整池等の復旧に伴うものでございます。

次に、目8農林水産業債、節1農業債3,300万円につきましては、県営水利施設整備事業、県営経営体育成基盤整備事業及び県営防災ダム改修事業に伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

総務文教常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

初めに議会費でございます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費は9万5,000円の補正をお願いいたしております。

節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、人事異動等に伴います議員及び議会事務局職員に係る人件費の補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料1,501万円、節3職員手当等556万6,000円、節4共済費646万2,000円につきましては、職員の人事異動等に伴います人件費の補正でございます。

節7賃金465万2,000円につきましては、嘱託職員及び臨時職員の賃金の補正でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金66万円につきましては、防犯カメラ2台分の防犯協会への補助金でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、その下になりますが、目12財政調整基金費、節25積立金2億円につきましては、今年度の財源調整を図るために減債基金へ積み立てを行うものでございます。

なお、減債基金の残高見込みにつきましては、参考資料の2ページ目のほうに載せておりますが、12月補正後現在高につきましては約14億5,600万円となる予定でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、その下になります。

款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、節2給料2,000円、節3職員手当等1,000円、節4共済費119万9,000円は、選挙管理委員会事務局職員2人分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、4ページの下段をお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、事務局職員3人分の人事異動等の補正でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、5ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費、目1総務管理費、節4共済費28万5,000円につきましては、消防担当2人分の人事異動等による人件費の補正でございます。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の総務部関係分の説明を終わります。

よろしくをお願いします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

久保山日出男委員

4ページの一般管理費の中での、防犯協会補助金の補正、2台と言われましたですね。1

台の値段、33万円するんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、防犯カメラにつきましては、1台30万円の消費税で33万円、の2台分ということでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

わかりました。ありがとうございます。

伊藤克也委員

関連なんですけれども、その防犯協会補助金、2台分ですね。

今のところ、今年度2台、臨時で設置されるということなんでしょうが、今後予定としてはどのような予定を考えられているのかお願いいたします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今年度につきましては、県の鳥栖市への割り当てが10台ということで、今回につきましては、教育委員会のほうで1校区に1台ということで8台、どうしてもつけたいという話もございまして、防犯協会のほうに2台というふうにしております。

今、県のほうから、また次年度の調査が来ておまして、それについてはこちらとしても、もうちょっとふやして要望を出していく。後は、県のほうからの割り振りがどうなるかというところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

それでは、防犯協会から、例えば要望等が上がってる箇所、何か所ぐらいあるのか教えていただければと思います。

古賀庸介総務課庶務防災係長

伊藤委員の御質問にお答えします。

直接町区からの具体的な場所というのは、要望は上がっておりませんが、ただ二、三町区の区長さんのほうから囑託員会の際に、私の町のほうで、今防犯カメラがついていて、それについて増設をしたいとかそういった御要望は二、三町区ございますので、そういったところで要望の把握をしております。

以上です。

伊藤克也委員

わかりました。

ただ、せっかく県の事業で4年ほどっていうふうにお聞きしてるんですけれども、防犯協

会のほうにもこういったことで、県の補助を使えるということでアナウンスをしていただきたいなというふうに思ってますんで、よろしく願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

ほかに、ありませんか。

中川原豊志委員

ちょっと関連になりますけれども、じゃ今回防犯協会のほうで、2台だと思うんですけども、設置される場所とか決まってるんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現段階では、まだ決まっておりません。

中川原豊志委員

この、設置をする場所の選定については、どういうふうにお考えになってらっしゃるんでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、予算のほうをお認めいただけということになりましたところで、各町区のほうにアナウンスをして、要望を聞いていくと。その中で、2台しか今年度ございませんので、決めていくというような話になるかと思えます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

あと、じゃ予算のほうなんですけれども、県のほうから歳入で100万円、今、総務課のほうで計上されているんですけれども、例えば教育委員会の8台ということで、一旦総務課のほうで預かって教育委員会のほうにその分を割り振るという考えはないわけですか。

支出として教育委員会のほうに出ないんですけれども、その辺はどうなのかなと思って。

古賀庸介総務課庶務防災係長

中川原議員の御質問にお答えします。

今回、総務課のほうでは総務費の防犯協会で2台ということで、今度、教育委員会のほうは教育委員会の予算のほうで、工事費のほうで8台上げさせていただいております。

そちらのほうで対応というふうに考えています。

中川原豊志委員

いや、じゃなくて、県のほうから100万円来てるじゃないですか。

それが、全部総務課のほうに上がってるんですけども、2台分に使われるかもしれませんが、じゃ8台分は教育委員会のほうに、例えば割ると80万円ぐらいは教育委員会に渡すとか、

そういうふうな考えはないわけですね。

古賀庸介総務課庶務防災係長

すいません、歳入の件ということで、県補助金は総務課のほうで一括して受け入れをしまして、予算の充当といいますか使い道として教育委員会費と総務費と、8台と2台と分けて充当して対応しようと思ってます。

県のほうから一本化しての県補助金への要望、それから補助申請、補助実績等を出すようにということで総務課のほうで取りまとめておるっていう考え方になっております。

以上です。

中川原豊志委員

だから、教育委員会のほうで工事費は上がるんでしょうけれども、教育委員会は歳入は上がってこないわけですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

中川原議員の御質問にお答えいたします。

歳出につきましては、それぞれ総務課のほうで2台分と教育委員会のほうで8台分という形についております。

それで、県の補助金につきましては、総務課のほうで一括して申請を行いますので、総務費のほうで100万円を全額上げておきまして、その予算の歳入をそれぞれ充当するという形で特定財源として扱うような形になっているんですが、総務費のほうにはあくまでも2台分の20万円が今充当されているような形で予算処理がされております。

80万円分については、歳入の補助金は総務費ですけど、歳出のほうの264万円の部分に対して80万円が充当されたという形で予算書のほうは整理をされておりますんで、それぞれに、一応お金としては、財源充当は振り分けたという形の整理はきちっとしているところがございます。（「ようわからんばってん」と呼ぶ者あり）

ですから、歳入としては、あくまでも教育委員会では上がっておりません。あくまでも歳出だけです。

ただ、事業を実施するための財源としては、総務課で受け入れている100万円のうちの80万円を使って、教育委員会の中で8台分は実施されていっているという整理はきちっとされているということでございます。

中川原豊志委員

じゃあ、教育委員会のほうは80万円を受け入れるという歳入は、実際は上がってこないということですね。

わかりました。

中村直人委員長

ほかに、ありませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



議案甲第48号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例

議案甲第53号 鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第48号と議案甲第53号については、一括して審査をいたします。御了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議案甲第48号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例、議案甲第53号 鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、以上2議案を一括議題といたします。

ファイルについては、1つフォルダを戻りまして、12月定例会の中の02条例案等参考資料になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、甲議案の説明をいたします。

今御説明いただきましたとおり、条例案等参考資料を使って御説明をしております。議案甲第48号及び議案甲第53号について一括しての御説明となります。

まず、議案甲第48号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例についてでございます。条例案等参考資料では2ページになります。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、これまでの臨時職員、嘱託職員の任用規定が廃止、新たに会計年度任用職員制度が導入されることによりまして関係する条例の条文の整理等を行うものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

次に、議案甲第53号 鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでございます。

条例案等参考資料では35ページになります。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されるため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、会計年度任用職員に支給する給与や諸手当等の規定を行うものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これより、2議案一括して質疑を行います。

尼寺省悟委員

会計年度任用職員制度、ちょっとこれについて幾つか

中村直人委員長

マイク、マイクを入れて。

尼寺省悟委員

以前、資料として、現在特別職、非常勤職員として373人、それから臨時的任用職員として416人採用しとって、この中から229人と416人が会計年度任用職員へ移行となると、そんなふう聞いておりますが、それ以外の方ちゅうのはどんなふうになるわけですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それ以外の、この会計年度任用職員に入らない方ということであれば、例えば我々が今地元をお願いをしております嘱託員、もしくは交通安全指導員などがそれぞれ——嘱託員は、今後は会計年度任用職員じゃなくて委託という話になりまして、交通安全指導員につきましては、有償ボランティアというふうになります。

また、会計年度任用職員に移行しない、いわゆる短期の、例えば職員が子供を産むということで産前休暇をとりますけれども、その産前休暇の期間、急遽お雇いする臨時職員につきましては、そのまま臨時的任用職員ということに残ることになっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私は、その中の全部をね、会計年度職員にせると、そんなふう言ってるつもりはさらさらなくても、外した理由というのは何かあるとね。そうならなかった理由というのは。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、会計年度任用職員の制度が国のほうでつくられまして、その中で会計年度任用職員

に入らない職種というものが規定をされておりまして、それに従って運用するということがございます。

尼寺省悟委員

ちょっと最初に聞かにかんやったらけれども、本市でさ、いわゆる正規職員と非正規職員の数っちゃどうなってる。

最初に聞かないかんやったらですけど、わかりますか。

山本英規総務課長補佐兼職員係長

令和元年の7月1日の状況でございますが、正規職員447名に対して嘱託職員、臨時職員等、これ社会保険に加入している人数で申し上げますと、263人となっているところでございまして、嘱託職員の割合で言いますと63%となっている状況でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それで、会計年度職員になって、それ以降——そのことによって、例えば労働時間とか任期とか、賞与とか週休とか、そういったことはどんなふうになるのか、変わらないのか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、会計年度任用職員に制度が移行します。それに伴って変わる部分というのは、給料の本俸と、大きく言うと期末手当になります。

ただ、給料の本俸につきましては、今回見直しに伴って、その計算基礎を整理する中で、若干減給になるというふうな職種もございましたけれども、鳥栖市の場合は、それは減給を保障していくということで、給料は変わらず期末手当、年間2.6月分をプラスしてお支払いするような制度になっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、現状おられる方については、基本的に給与、もらうお金は変わらないと。

ふえるんよね。

ふえるったいね、減ることはないということですが、新しく雇用される方については、どんなふうになるの。下がるという話も、ちょっと聞いたけれども。

山本英規総務課長補佐兼職員係長

先ほど、課長のほうが答弁いたしましたように、今回の制度移行に伴いまして、月額賃金の積算方法を見直しております。それに伴いまして、現行の水準で申し上げますと、新しく4月から、全く新規で任用される方は、今任用されている職員と比較いたしますと約10%ほど賃金が下がることとなる予定でございます。

尼寺省悟委員

新しく任用される方については、10%ほど下がるということなわけですね。

それから、任用についてですけれども、現状、これ会計年度というふうに書いてあるから会計年度というふうなことで、今と同じような形で年度ごとに任期を更新して、5年間ということですが、これについては変わらないと。今後とも、こんなふうな形ということ。

山本英規総務課長補佐兼職員係長

現在の嘱託職員の任用の運用につきましては、原則勤務状況が良好であれば4回の自動更新、期間として任用期間5年を上限として、またその後、再度選考を受けることも可能としているところでございます。

会計年度任用職員制度移行後も、現在のそのまま、任用についての運用は踏襲する予定でございまして。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そういったことも変わらないということやったら、一体会計年度なんてね、何が変わるのかなと思うんですけども。

一つね、いわゆるフルタイムとパートタイムとあって、本市においては、フルタイムはないということなんですが、今後これが今の、フルタイムとパートではかなり、よそはかなり違うと。例えば、よそは退職手当がフルタイムあるけれども、パートではないというふうなことがあるところも聞いているけど、今後そのパートということをね、フルタイムに持っていくということはないわけ。

しないわけ、可能性としては。

山本英規総務課長補佐兼職員係長

本市の非正規職員の配置というか設置基準といたしましては、現在週35時間の運用ですね。1日7時間の5日間勤務を基本とする運用でございまして。

今後も会計年度任用職員につきましては、現在の設置基準的なものをそのまま踏襲する形でございまして、今後1週間35時間で設定することとしております。そのようなことから、フルタイムへの移行につきましては、現在予定してないところでございまして。

以上でございます。

尼寺省悟委員

あと2点だけ、民間会社では、例えば5年間、非正規で働いていたならば正規にあげるといったことが、何か労働法とかそういった形でなされるというけれども。

これがもしね、今までは法的にそれ曖昧だったと思うんですけども、これが法的にこうい

った会計年度というふうになった場合はさ、その辺の柔軟性っちゅうのはあるわけ。その辺の非正規でやっとして、この方を正規にというふうなことはあり得るわけ。

何か法的にこういうふうになったら、その辺が閉ざされるんじゃないのかなっていう、ちょっと疑問が、不安があるんやけど、その辺はどがん。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、御質問、非正規で、会計年度任用職員を5年して、良好ならばそのまま正規に任用できるのかと、もしくは、そういう道が閉ざされるのかとかっていう話だと思うんですが、公務員の正規任用の場合は競争試験の原理がございまして、当然、採用試験を受けて、その試験をもって合格をしないと、要は正規の職員にはなりませんので、会計年度任用職員だからとか、今、嘱託だからなれる、なれないとかという話ではございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そうおっしゃるけどさ、過去ね、非正規で入って正規で登用したという例はあるんでしょう。

ないの。

なかったかな。ないならないでいいですよ、聞いてるだけだから。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

私が知っている限りでは、ございません。

尼寺省悟委員

いいです。

最後に1点だけ、これ一般質問であったと思うけれども、財源については、国のほうから今のところはっきりしてないということを知っているんやけれども、このことによって、どれくらいふえるかということと、国のほうから措置というのは、現状においてどうなんかつちゅうことを最後に聞きたいんですけど。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、会計年度任用職員の制度には、来年度以降移行をしまして、増額をする金額といたしましては、来年度につきましては約7,100万円。令和3年度以降につきましては、1億1,400万円程度になると想定しております。

尼寺省悟委員

あと、国のほうに展望は。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

この、会計年度任用職員に係りますその財源措置につきましては、本日、総務大臣の高市

大臣の会見等もございまして、一応今、報道で出ている分でいきますと会計年度任用職員に伴う財源の増分については、地方財政計画で適切に措置することをやっていきたいというふうなことは、ちょっと言われてありますが、具体的にどこをどういうふうにとりか、金額をどうするとかっていうところまでの報道はあっておりませんので、最終的に普通交付税の中で、どのように算定されていくのかというところは、現状まだ不明のままというふうな状況でございまして、一応、総務省の見解としては、適切に対応したいというふうなことをおっしゃっているという状況でございまして。

以上、お答えです。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

中川原豊志委員

この制度になって、年収的にふえるパートの方、嘱託の方が出てくると思うんですけども、現在でも130万円以上にならんように勤務時間を考慮されている方もいらっしゃると思うんですが、そういう方々の今後の働く時間、例えば期末手当が出るから今まで12日出よったのを10日にしようとか、そういったもので働く日数が減ったり、時間が減ったりすることによって市の執行部側への影響っていうのが出てこないのかなっていうのが、ちょっと心配なんです。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

委員がおっしゃるように、そういったことも想定されると思います。

通常の、1日7時間程度働かれてる方は、当然、その130万円は、もう超えていらっしゃると思いますので、そういった心配はないんですが。

例えば、短時間だったり時々来ていただくような勤務形態の方については、おっしゃるように手当等もついてその分でふえますので、調整が必要になると。そうになると、日数を減らさなきゃいけないとかっていうことになれば、人数がそれだけ必要になるのでその分の確保をどうするのかという問題は出てこようかと思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員

そうなるのが予想されるのであれば、早目に手当てをされとったほうがいいと思いますので、その辺を、もう人事のほうもあるかもしれませんが対応のほうをしっかりとお願いしときます。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

伊藤克也委員

これまでの臨時で雇われてる方と、今度その再任用ということで会計年度任用職員っていうことで、例えば採用に関する時の手続等について何か変化があるのか、それともこれまで同様に臨時と再任用については、もう一緒だと、その辺のことを教えていただきたいと思っています。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

これまで、臨時とか嘱託の職員ということでお雇いしてた方が、今度会計年度任用職員に変わるんですが、両方のお雇いするための手続については変わりません。

以上でございます。

伊藤克也委員

新任で採用する場合もこれまで同様な、例えば履歴書をいただいて面接をするとかっていうふうなことが一般的なのかなというふうに私は考えるんですけども、今回新たに変わることによって採用する内容が変わるのかっていったあたりはいかがでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、その制度が変わっても、おっしゃるように履歴書を提出していただいて面接をしてという、その選考方法について変わることはございません。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

一般的に、職員に準ずるような形になるっていうことで、例えば守秘義務等が出てくるっていうふうな話も、ちらっと聞いたりはするんですけども、その後、例えば新たに研修みたいなのをされる等とかその辺はいかがでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おっしゃるように、当然この会計年度任用職員になれば、より地方公務員という性格が強くなりまして、守秘義務などの規定にも従わなければなりません。通常、もうお雇いする際に、労働条件とか守っていただかなきゃいけないものについては御本人に御説明をするようになってますので、そういった中で、最初に御説明のほうをきちっとして理解いただくようにすることとなっております。

以上でございます。

中川原豊志委員

すいません、例えば、今回期末手当がこれによって出るような形になるんですけども、民間の企業とかそういったところに、この制度ができることによって影響っていうのが出て

中村直人委員長

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続行いたします。



**議案甲第49号 鳥栖市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を
改正する条例**

中村直人委員長

次に、議案甲第49号 鳥栖市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

ファイルについては、同じファイルになります。

執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、議案甲第49号 鳥栖市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

条例案等参考資料では19ページになります。

この条例は、成年被後見人制度の関係する法律の改正に伴いまして条例を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、地方公務員法における欠格条項から成年被後見人、または補佐人の文言が削られたことにより関係する条例の条文整理を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日といたしております。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

質疑を終わります。



議案甲第50号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

議案甲第51号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第52号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第50号から議案甲第52号については、一括して審査をいたします。

それでは、議案甲第50号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案甲第51号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例及び議案甲第52号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題といたします。

ファイルについては、同じファイルになります。

それでは、執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、議案甲第50号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案甲第51号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例について、議案甲第52号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括して説明をいたします。

この3議案につきましては、本年8月の人事院勧告、10月の佐賀県人事委員会勧告に伴いまして、市議会議員、市長、その他特別職の期末手当、並びに市職員の給料及び勤勉手当について改正を行うものでございます。

主な改正の内容について申し上げますと、市議会議員及び市長など特別職につきましては、今年度の12月期の期末手当の支給月数を現行より0.05月分引き上げる改正でございます。

また、次年度においては、0.05月分を6月期と12月期にそれぞれ0.025月ずつ分配する改正を行います。

次に、職員についてでございますけれども、職員につきましては、おおよそ32歳までの若年層の給料月額について0.04%——100円から1,100円になりますが——の引き上げをする改正でございます。また、12月の勤勉手当の支給月数について、現行よりも0.05月引き上げる改正を行います。

次年度の勤勉手当につきましては、先ほど議員、その他市長など特別職と同じように0.05月分を6月期と12月期にそれぞれ0.025月ずつ分配する改正でございます。

施行日につきましては、給与の引き上げに関しては公布の日から施行します。給料月額につきましては平成31年4月1日から、12月の期末手当や勤勉手当につきましては令和元年12月1日から適用。期末手当や勤勉手当の分配については、令和2年4月1日からの施行といたしております。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。これより、3議案一括して質疑を行います。

尼寺省悟委員

それぞれ給与が引き上げということですが、市全体としては、どんなふうな推移になるわけですか、全体として見た場合に。

それ、今、議員と特別職と職員がそれぞれ、これだけ上がるという話をされたわけですね。だから、その金額は市全体として、トータルとしてどれくらい上がるんですかって、そういう質問です。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、議員の期末手当で増額する総額としては50万円増額。約50万円の増額となります。

市長、その他特別職の分が14万円の増額、そして職員の勤勉手当については約775万円。

そして、給料については、年間で約65万円程度となっております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

ちょっと確認なんですけれども、職員の給料に関する分の増額分が、先ほどの一般会計補正予算の人事異動っていうふうな形で書いてあったんですけど、本来的にはこの分が全部人件費として上乘せになった補正になっているんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

先ほど、乙議案のほうで御説明しました人件費の補正につきましては、そもそも当初予算を組むときには人事異動前、去年のちょうど今頃の人員で計算をいたします。

ただし、その後4月で異動もあり、7月で異動もありで人員が変わりますと、当然必要な予算も変わりますので、その分の変動を今回12月で補正をさせていただいております。

そこにこの分も、額としては少額、それに比べると小さいですけれども、その分も合わせて今回補正をさせていただいております。

以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

なお、議案外の報告事項がありますので、その関係者だけ残っていただいて、あと皆さんは退席をしていただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午後 1 時15分休憩



午後 1 時16分開会

中村直人委員長

それでは、再開いたします。



報 告（総務部庁舎建設課）

新庁舎について

中村直人委員長

それでは、議案外ではございますが、執行部より報告事項がありますので、これを受けたいと思います。

ファイルについては議案外の報告01（総務部）になります。中身は、新庁舎についてであります。

それでは、報告をお願いいたします。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、新庁舎建設について、2点御報告、それに1点御説明を差し上げたいと思いま

す。

まずは、新庁舎建設基本・実施設計業務の契約変更についての御報告でございます。

1 ページ目をごらんいただきたいと思います。

新庁舎建設基本・実施設計業務につきましては、令和元年11月29日までの工期を予定しておりましたけれども、外部の審査機関での免震建築物に係る構造性能評価に時間を要しましたため、その後の構造性能評価を行った免震建築物の国土交通大臣の認定、それに建築確認の期間も必要でございますため、令和2年2月末日まで契約期間を変更したものでございます。

なお、契約額については変更ございません。

次に、文化財調査の期間の延長でございます。

現在、建設予定地の文化財調査を行っているところでございますけれども、調査に従事していただく作業員の人数が少なかったということもございまして掘削に時間がかかっております関係で、令和元年12月末から令和2年2月末まで調査期間を延長するものでございます。

報告は以上でございます。

次に、2 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

エリア別の施工計画案ということで、御説明を申し上げたいと思います。

新庁舎建設から周辺の外構工事を終えて、全体を供用開始するまでの工事エリアごとの施工計画の案でございます。

初めに、1 の庁舎建設となりますけれども、まず現在のグラウンド周辺の防球ネットなどを撤去した後に、新庁舎と新北別館の建設を計画いたしております。

その後に、建物周辺の舗装を行う計画でございまして、この期間約19カ月間を今のところ想定しているところでございます。

建物周辺の舗装が終わりましたら、旧庁舎から新庁舎への引っ越しを行いまして、新庁舎の供用開始をしたいと考えているところでございます。

次に、2 の北別館、東別館の解体と、3 の旧庁舎の解体を行いたいと考えておりまして、期間といたしましては合わせて約9カ月間を想定いたしております。

敷地の南側からの動線といたしましては、赤色の点線矢印で示しているルートを今のところ計画しているところでございます。

次に、4 の敷地南側の外構工事となりますけれども、敷地南側から仮設駐車場までの車の動線、それに南別館の利用を考慮いたしまして、黒の点線で示しているところ——オレンジ色に塗りつぶした中ですけれども——点線で示しているところを仮設の通路として確保したいと考えておりまして、外構工事が完了した部分につきましては、部分的にかえを行いまし

て駐車スペースをできるだけ確保したいと今のところ考えているところでございます。

最後に、5の敷地北側の外構工事となります。

新庁舎の玄関前の駐車スペース、それに多目的広場の整備を行いまして、敷地全体の供用を開始したいということで考えているところでございます。

敷地南側、北側の外構の期間といたしましては、合わせて今のところ約13カ月間を想定いたしているところでございます。

御報告については、以上でございます。

また、この件につきましては、各議員の皆様にもお知らせしたいと考えております。よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それではこの際、何かお尋ねなどがありましたら、お受けしたいと思いますけれども。

久保山日出男委員

解体のほうですが、食堂、あるいは組合が使っている分と、保存期間の格納庫がありますね、その分はどのように考えてあるか。

食堂があるんだけど食堂はどうすんのかと、お尋ねします。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

北別館につきましては、新庁舎の北側にも北別館を建設する計画でございます。

そちらのほうに倉庫、食堂とか、そういったところを入れるエリアを確保しているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

久保山日出男委員

どこら辺にあったですかね、これ図面で。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

新しい北別館につきましては、2のところを見ていただきたいと思いますが、今のグラウンドのところには新庁舎、その北側に北別館というようなことで、こちらが新北別館のほうになるということでございます。

久保山日出男委員

わかりました。

中村直人委員長

ほかにございますか。

尼寺省悟委員

文化財調査の期間延長ということで、2カ月間延長するということですが、このことによって全体のスケジュールに影響はどうなのかということが1つと、文化財の調査、あんまり大したものはない——こういう言い方あれなんですけれども——というふうに聞いているんですけれども、どうなんですかね。

鳥栖市の歴史を塗りかえるぐらいの重要なのが——どうなんか聞きたい。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

文化財調査の件ですけれども、遺跡名としては門戸口遺跡というようなことで聞いております。

現在、住居の跡の柱と何か穴を掘ったような跡っていうのが出てきているというようなことで聞いておまして、年代的には、ちょっとまだはっきりはしないというようなところで、出てきている状況的には、そういったものが出てきているというようなことでございます。

それで、文化財調査2月末まで延長をさせていただいておりますけれども、まだ工事のスケジュールっていうのは、もう少しお時間をいただければはっきりは決めていきたいと思っておりますけれども、今のところは影響がないようなところで考えていきたいというふうに思っております。

尼寺省悟委員

今の件について、その文化財の問題についてね、例えばちゃんと現地で保存しとかないかんとか、そういった形で、スケジュールそのものを大幅に狂うとかね、やっぱあそこじゃいかんとか、そういった可能性というのは、ないの。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今、生涯学習課のほうからお聞きしているのは、要は記録保存をというようなことで今のところ考えているというようなことは聞いております。

以上でございます。

伊藤克也委員

その調査員の人数が少なかったために、期間を2カ月ぐらい延長されるっていう理由なんですけれども、そもそも今のグラウンドレベルぐらいの埋蔵物というか、文化財の調査をするときに、基準的に一定の調査員っていうふうな方たちがいらっちゃって、それに基づいて期間を決められているような気もせんでもないんですけども。

よっぽど重要な、やっぱり石が出てきたとか、なかなか掘り起こす、要は想定を越す日数がかかっているとかっていうふうな、それどちらなんですかね。

そもそも、最初から人数が少なかったために延長しているのか、そういうふうに埋蔵物が

何か、非常に日数が、掘り起こすのに日数がかかるために、こういうふうな2カ月の延長になるという、実情はどうなんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

作業員の数につきましては、当初は15人程度を予定されてたというふうに聞いております。

ただ、調査が始まりました、国道3号の文化財調査のほうとかにも、やっぱり作業員が必要でということで、最初十人弱ぐらいで調査をされたと。あと、一定人数集まった中での調査となりますので、なかなかその日に都合がつかずに調査員が集まらなかったというような実情もあるみたいですよ。

もう一つは、やっぱり現場のほうは、見ていただいたこともあるかもしれませんが、水をまきながら調査をやっておりまして、やっぱり現状が、かなり下が固いというようなことで掘削にも時間がかかっているというふうな状況ではございます。

伊藤克也委員

わかりました。ありがとうございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

現在、実施設計もされているというふうなことなんですけれども、実施設計が完了して、一応基本設計の時点で我々にも説明ありましたし、パブコメをされたと思うんですけど。

実施設計が終わって、我々にこういう実施設計になりましたとかっていう報告とか、それからそれに伴う予算の変更があるかないか。

極端に言えば、駅庁舎の場合、実施設計で40億円が80億円になったとかいうふうなこともありますので、そういうふうな実施設計が出ての当初の予算から大きく違うというふうなことがあるかどうか、事前にその辺がわかるのかとか、そういった実施設計から施工にあたる間に、そういった我々議会のほうへの説明とかそういうふうなのを計画されているのか。

野田寿総務部長

実施設計が固まりましたら、まず総務文教常任委員会の皆様方にきちんとその金額なり、それを報告させていただきたいというふうに考えております。

それから、そして予算計上という形、同時というよりも、ちょっとそれより前には報告させていただきたいというふうに思っております。

中川原豊志委員

例えば、実施設計が出て我々に説明があったときに、いや、ここはもうちょっとやっぱりこうしたがよかったやんとかそういった、大きな躯体の変更は無理なんだろうけれども、

軽微などいいますか、要望というのが取り入れてもらうということが可能なかどうかというの、今の時点ではわかんないですかね。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

申しわけございませんが、今の現時点では、ちょっとそういう、どれぐらいかかるのかにもかかってきますので、現時点ではお答えすることができないような状況でございます。

中川原豊志委員

特に、予算については、設計の方からどういうふうにあるかわかりませんが、大きく変わるようだったら、もう早めに言うてもらわないかんし。

これだけになりましたけれども、これでいきますって言われたときに、ちょっと待つてよということも出てくるんで、その辺は委員会、もしくは全議員のほうにきちんと説明をする時間をとっていただきたいなというふうに、もしそういうのがあればですね。

お願いしときます。

中村直人委員長

この庁舎建設については、議会のほうから委員会にお任せするというので、先般の総務文教常任委員会で、この庁舎建設についてはゴーサインを出してきました。

その間、ある程度の移動の関係とか内部の調整みたいなのを含めて、ずっと話をしてきて今日があるということだけは新しい委員の皆さんは御了解をいただいております。

そういった流れがあって今日があるということだけは、知ってください。財政的な問題が、いろんな流れが変わってくる場合は、必ず委員会に説明をするということになっておりますので、そういったところは御了承をお願いしておきたいと思っております。

よろしいですか、ほかにありませんか。

久保山博幸委員

施工計画の解体に伴う仮設通路なんですけど——これでいくと2と3かな。

今の庁舎の西のほうから仮設道路に計画されているんですが、結構あそこ狭かですよ。これ見ると、東側の別館が解体された後は、何かこっちのほうからこう行ったほうがスペース的には余裕がありそうな気がするんですが。

こちら、西側を計画された理由っちゅうのはありますか。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

まず、東側につきましては、今度、解体時にどうしても大型のクレーンとか、そういったことが入ってきますので、東側の通路は今考えてないところでございます。

西側につきましては、今狭いですが、そこを広く、人が通れるような形で確保、できるだけ広く確保したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

特に、バリアフリーとかいうことについても、西側でもそれは対応できるということですね。

萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

バリアフリーについても、十分考えていきたいというふうに考えております。

中村直人委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ありませんね。

それでは、以上で議案外の報告を終わります。

企画政策部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 32 分休憩



午後 1 時 38 分開会

中村直人委員長

それでは、再開いたします。



企画政策部

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第30号の1議案であります。

それでは、議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたし

ます。

ファイルについては、03（企画政策部）一般会計補正予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

審査に入っていただきます前に、一言御挨拶申し上げます。

御審議いただきます今回の企画政策部関連の予算につきましては、歳出の統計調査費に関する人件費でございます。詳細については、担当課長から御説明いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

野下隆寛情報政策課長

それでは、議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

款2総務費、項5統計調査費、目1統計調査総務費、節2の給料から節4の共済費までは、人事異動及び給与改定等に伴う補正予算でございます。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。



報 告（企画政策部情報政策課、総合政策課）

鳥栖市公式ホームページの閲覧障害等について

鳥栖市ホームページの更新について

鳥栖市人口ビジョン令和元年（2019年）改訂版について

第2期“鳥栖発”創生総合戦略（素案）について

第7次鳥栖市総合計画策定方針

中村直人委員長

続きまして、議案外ではございますけれども、執行部より報告事項がありますので、これ

を受けたいと思います。

全部で5件ございますが、5件続けて報告をお願いいたします。

ファイルについては、議案外の報告02（企画政策部）になりますので、よろしく申し上げます。

それでは、報告をお願いいたします。

野下隆寛情報政策課長

それでは、まず情報政策課の分から御説明いたします。

資料、2ページをお願いいたします。

鳥栖市の公式ホームページの閲覧等の障害が、10月末から11月にかけて発生しておりますのでその御報告でございます。

まず、鳥栖市のホームページが閲覧できないという障害が、10月から11月の中旬過ぎぐらいまで、3回にわたり発生しております。

この原因につきましては、インターネット通信事業者の通信回線の損傷及び機器——この機器といいますのは引き込み線、それとサージという落雷対策の機器、そのほかブースターとモデム等の部品が劣化していたということで、3回にわたって、それぞれインターネットが閲覧できないという障害が発生しておりました。

次に、コンビニ交付が利用できないという障害が、11月の初めから11月の終わりまで、2回にわたり発生しております。

この原因につきましては、住民基本台帳システムとコンビニ交付システムとの連携のふぐあいが生じたためでございます。これは、基幹系のシステムを11月初めから入れかえをしまして、そのときの設定に誤りがあったというものです。その後、2回目につきましては、コンビニのサーバーのほうへデータを送るんですけども、その送ったデータがサーバーのほうで消去されずにどんどん蓄積されて、蓄積された容量がサーバーの容量を超えるという結果になったために、システムのふぐあいが生じたものでございます。

以上でございます。

次に、3ページからになります。

鳥栖市ホームページの更新というものでございます。

現在、情報政策課では、ホームページの更新の検討をしております。

更新の目的としまして、ホームページサーバー機器が、前回更新後5年を経過するために機器を更新して安定稼動を図ると、それとともに、高齢者や障害者を含めた誰もが利用しやすいホームページを構築するためのシステムを更新するものでございます。

内容につきましては、令和2年度にホームページの機器及びシステムを更新しまして、令

和3年度から運用をする予定でございます。

現在のホームページの課題として、ちょっと整理しているところがございますけれども、課題については、わかりにくいカテゴリー名やページが長く情報が探しにくいと。そのほか、ページタイトルから内容の推測ができない、検索しても目的の情報が出てこないといったものが、今課題として整理しているところございまして、次に、課題への対応ということで、ウェブアクセシビリティへの対応、あとわかりやすい表現と見やすいデザインを構築していきたいというふうに考えております。

4ページをお願いします。

ホームページの現在の状況でございますけれども、ここに、表に示しておりますけれども、アクセス件数100万を超える状況でございますけれども、この閲覧の方法ですね。これが、スマホでの閲覧というのがずっとふえてきております。今は61%というぐあい、逆にパソコンでの閲覧というのがずっと減ってきているという状況でございます。

次に、アンケート結果なんですけれども、これ平成31年3月から4月にかけてアンケートをしております、そのアンケート結果の一部をこの表のほうに表示をさせてもらっております。

アンケートの中で、自由記述ということで意見を寄せてもらってるんですけれども、市民アンケートのほうからは、視覚・直感的に操作できるようにとか検索機能の強化、あとスマートフォンで見やすいようにとかいう意見が出ておまして、職員からの意見につきましても編集作業、あとはサイト構成等をわかりやすくというような意見が寄せられているところでございます。

5ページをお願いします。

課題への対応でございます。

ウェブアクセシビリティへの対応と、これにつきましては、近年、高齢者や障害者を含め誰もが情報や機能を支障なく利用できるサイトが求められているところでございます。

こういったことから、ホームページのシステムに求める機能としまして、機種依存文字等のチェック機能——これは音声読み上げソフトに対応するため。あと、色覚認識——これはイメージ図を真ん中辺に載せておりますけれども、一番大きいバックが白いものが、現在の鳥栖市のページでございますけれども、色覚障害者が見やすいようにということで、バックが黒く反転しているものとかグレーになっているものとか、そういった機能が求められております。

次に、文字の拡大機能ということで、これも小さい文字が見えないとかいう方のためでございますけど、文字を大きくしたり、小さくしたりというような機能がありまして、こうい

ったものを取り入れたいというふうを考えております。

あと、そのほか災害が発生したときなんかはホームページへのアクセスが非常に集中しまして、なかなかつながらないというような状況があちこちの自治体でも起こっております。その対応のために、災害に特化したトップページをつくりまして、アクセスしやすいようにというような機能を取り入れようというふうを考えているところでございます。

6 ページをお願いします。

わかりやすい表現と見やすいデザインということで、利用者がストレスを感じることなく必要な情報へたどりつけるサイト構成にしようというものでございまして、システムに求める機能としまして、検索機能ですとかアクセスルート、あと関連する情報への誘導・案内、こういったものを見直しまして、情報を探しやすくしていきたいというふうを考えております。

あと、スマートフォンやタブレットの対応なんですけれども、ここにイメージ図を載せておりますけれども、例えば表がスマートフォンですとそのレイアウトが崩れてしまって、ちょっと見にくくなったり、縦長になったためにスクロールをいっぱいしなきゃいけないというような状況を解消していきたいというふうに思っております。

次に、デザインやサイト構成ということで、わかりやすい、親しみやすいカテゴリー分類ですとか、内容が推測できるページタイトル、あとページタイトルの見出し分けなど、それぞれ個々のページタイトルが整理されずに羅列されている状態であるものを、そういった状況を改善していきたいということで、そういったものを改善しまして誰もが利用しやすいホームページの実現を目指しているところでございます。

ホームページについては、以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、総合政策課関係につきまして説明させていただきます。

資料は、7 ページをお願いいたします。

まず初めに、鳥栖市人口ビジョンの改定についてでございます。

この人口ビジョンの改定につきましては、資料の11ページから43ページに詳細資料をつけておりますけれども、説明につきましては、この7ページから資料を用いて説明をさせていただきます。

まず、この人口ビジョンでございますけれども、本市の人口の現状と将来展望を行いまして、“鳥栖発”創生総合戦略の施策検討の基礎とするものでございまして、2060年を対象に改定するものでございます。

人口ビジョンの改定の経緯でございますけれども、7 ページの(3)で書いておりますように、

本市では2015年9月に鳥栖市人口ビジョンとあと“鳥栖発”創生総合戦略を策定しておりますけれども、いずれも計画期間が2019年までということになっております。

国は、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、基本方針2019、6月に方針を出しておりますけれども、この中で第2期の総合戦略を策定いたしまして、地方創生のより一層の充実強化に取り組んでいくということにしております。地方公共団体におきましても、第2期の地方版の総合戦略の策定と、地方の人口ビジョンの改定を行う必要があるとしております。

これによりまして、本市におきましても、第2期の“鳥栖発”創生総合戦略の策定を行うために、まず鳥栖市の人口ビジョン、この見直しを行いたいと思っております。

今回改定いたしますけれども、前回の推計と大きな乖離はございません。今回、直近の数値で2015年の国勢調査値をもとに人口の推計を行っておりますが、新たに外国人の人口動向を追加するということで改定をしたいと思っております。

主な変更点でございますけれども、現在の、第1次の人口ビジョンの中では、2035年に7万4,713人、総人口がピークを迎えるとしておりましたけれども、今回改定を行う分では、2030年に7万6,223人をピークということで、ピークの到来が5年早まり、さらにピーク時の総人口も1,510人増加すると、そういう推計結果となっております。

一方で、改訂版のほうがピーク時の総人口は多いものの、ピーク後の人口減少は、前回、現在の計画よりもハイペースで進むと、そういった推計が出ております。

8ページに、人口カーブの図をつけておりますけれども、上の青いブルーのラインですね。これが、今回改訂版でお示しをする、総人口の人口カーブでございます。緑色が前回、現在の人口推計。

ここに書いておりますように、2030年に7万6,223人というピークを迎えるという推計が出ております。

それから、先ほど言いました外国人の動向でございますけれども、国は外国人の人口が全体の多くを占める地方公共団体や今後その増加が見込まれる地方公共団体においては、外国人人口の影響についても留意する必要がありますということで言っております。このことから、新たに外国人の人口動向を追加することとしております。

本市では、2019年1月1日現在で、外国人住民数1,167人となってございまして、市総人口に占める割合は1.6%ということで県内で最も高くなっておりますことから、そういった、新たに外国人の人口動向も今後留意していく必要があるということで、今回の改訂版の中で触れることとしております。

次に、9ページをごらんください。

(6)で、人口の将来展望ということでお示しをしておりますけれども、国の人口ビジョンのほうでも2060年に1億人を何とか維持していくというのがこの始まりでございまして、今回本市のほうで改定を行います鳥栖市の人口ビジョンにつきましても、先ほど言いましたように、2015年の国勢調査をもとにした推計値を活用して時点修正を行ってやっていきますので、将来展望の人口につきましては、2060年に7万5,000から7万7,000人、これを目標に掲げることでしております。

資料は、10ページをお願いいたします。

その他のポイントということを書いてありますが、出生数は横ばい、死亡数は増加と書いております。

これまで本市では、若年層の転入傾向が顕著だったということもありまして、出生率もふえていっている、そして転出よりも転入が上回るということで転入超過というような状況が続いておりまして、人口がずっと増加傾向にございましたけれども、ここ数年の状況として、このグラフに書いておりますように10年スパンで刻んで見ますと、出生数そのものは子育て世代の流入によりまして微増という形でふえてはおりますけれども、逆に死亡数のほうがずっと増加傾向にございます。

こういった傾向がありますので、これまでの死亡数を出生数が上回るといった、そういった自然増という傾向が少し変わってきて圧縮傾向が見られるというのが特徴でございます。

こういったものを加味しながら、人口ビジョン案というものを策定をしたいということで、資料の11ページから詳細資料をつけております。

次に、2つ目の報告でございますけれども、資料が44ページですね。

今度は“鳥栖発”創生総合戦略、第2期目の戦略になります。

これも、詳細資料を54ページから90ページにつけてありますが、ちょっと分量が多いので、説明につきましては、45ページからの資料を見ながら御説明をさせていただきます。

先ほど説明いたしました人口ビジョンを踏まえて、この第2期の“鳥栖発”創生総合戦略を策定することとしております。

第2期の戦略につきましても地方創生というのは、中長期の人口の推移や危機感を共有しながら人口減少に歯止めをかけて、地域に活力を取り戻していくというふうなところで、国でも第2期の戦略を策定しておりますので、本市のほうでも引き続き第2期の戦略を策定することとしております。

4つの基本目標掲げておりますけれども、第1期と変わらず、この4つの目標掲げながら、この目標を達成するための施策を今後この中で検討していくとしております。

対象期間につきましては、国と同様に令和2年から6年度までの5カ年の計画となっております。

ざいます。

(3)で、前回策定時との相違点と基本的な考え方と書いておりますけれども、前回の、第1期の策定時には、国の大号令のもと、交付金とか補助金とか、そういったものを国が準備、手当てをしながら全国の自治体が策定をしておりますけれども、今回の第2期の策定に当たっては、国は前回のような財政支援の用意はしていないということでございますので、本市といたしましては、現在の第1期分の戦略をベースに第2期の戦略を策定することとしております。

(4)に、第2期におけるK P Iの設定と書いておりますが、戦略の中では重要業績評価指標ということでK P Iをお示ししております。

今の計画では、24件のK P Iを設定しておりますけれども、今回第2期の戦略につきましては、25件のK P Iを設定しながらまち・ひと・しごと創生本部という庁内での会議体がありますけれども、それとあと、外部の有識者会議においてこのK P Iの効果、検証を行っていくこととしております。

次に、資料45ページをお願いいたします。

第2期戦略における新たな視点でございますけれども、SDG sの視点を取り入れたいというふうに思っております。

このSDG sでございますけれども、国もまち・ひと・しごと創生基本方針2019、この中でSDG sを原動力とした地方創生を第2期の新たな視点の一つに位置づけております。

本市におきましても、このSDG sにつきましては、議会のほうでも一般質問等もいただいておりますけれども、新たなそういった視点としてこういったものに着目しながら計画を策定していくこととしておりますが、SDG sは17のゴールがございますので、それにひもづけを行いながらSDG sの視点を取り入れたものが各ゴールと関係性がわかるような形で表現をしていきたいというふうに思っております。

17のSDG sのゴールはここに書いておりますけれども、今回の戦略では、17のゴールうち12のゴールに政策等をぶつけていくという形でお示しをしております。

46ページに、第2期の戦略の体系図をお示ししておりますが、上のほうが新しい第2期の体系図、下のほうが現在の体系となっております。この体系につきまして、ちょっと変更した部分を説明したいと思っておりますけれども、資料は49ページになるかと思うんですが。

第2期の戦略の体系ということで図式しております。

基本目標が4つございます。

一番上の、青い基本目標1ですね。この中で、前回と変わったものということになりますけれども、文章表現でいきますと、50ページに基本目標1をお示ししておりますが、新しい

「しごと」と「ひと」の受け皿づくりというところで、産業としてのポテンシャルを高めますという記述がございます。

ここの部分は、従前の戦略では国家戦略特区であったりとか土地利用構想、こういったものに基づく振興を図っていくということで記述をしておりましたけれども、国家戦略特区につきましては、別のアプローチで課題解決を図る、また土地利用構想につきましては、現在策定中の都市計画マスタープランの中で表現をしていくとしておりますので、ここでは表現の仕方をこういった形に、ちょっと変更をさせていただいております。

次に、基本目標の2ですね、資料が51ページになります。

ここでは、鳥栖への新しい人の流れをつくるということでありますけど、この中で、主な施策の2つ目ですけど、東京圏からのU I Jターンを推進！と地方創生移住支援の取組とございますが、これは国のほうで、ことしの10月からスタートしておりますけれども、東京圏からの一極集中是正ということで、地方に人を呼び込むということで新たな取り組みがされておりますので、こういったものを使いながら地方移住の支援取り組みを進めていこうというものであったり、その下の定住人口の受け皿強化ということで、50戸連たん制度の運用、本市のほうでは江島町のほうで進んでおりますが、そういったものを今後拡大をしていくというふうなところの検討を行っていくというようなもので、今回修正をかけております。

次に、基本目標の3でございますが、資料は52ページ。

ここでの変更点は、主な施策の上から2つ目ですね。元気に育て鳥栖キッズ！「中学生通院までの子どもの医療費助成の拡大」ということでございます。

第1期の戦略では、通院医療費につきましては高校までの入院までとしておりましたけれども、今回子どもの医療費につきましては、今議会のほうで関連条例・予算のほうを上程させていただいておりますので、その部分を改めております。

あと、下から2つ目、鳥栖で学びたい！その3ですね。コミュニティ・スクールの推進というものを今回記述しておりますけれども、ここは昨年から基里小中学校で始まりましたコミュニティ・スクール、来年が鳥栖中校区ということを知っております。その後、他の中学校にも展開をしていくということで教育委員会が考えておりますので、そういったものを今後取り組んでいくんだということで、ここを改めております。

それから、基本目標の4ですね、資料は53ページ。

ここでは、変更点といたしましては、ここかなり変わっておりますけれども、まず主な施策の鳥栖駅・新鳥栖駅を中心とした賑わい拠点の形成ということでございます。ここは、従前計画では、鳥栖駅周辺整備ということで書いておりましたけれども、昨年12月の判断を踏まえまして、今回鳥栖駅周辺と新鳥栖駅周辺の2極化というようなことで、この拠点を、

形成を図っていくということで、こういった記述に変更をしておりますし、2つ目、安全・安心・快適な道路づくり「味坂スマートIC（仮称）周辺道路等の整備促進」ということでございます。ここも、現在進んでおります味坂周辺の道路整備等に関する記述を行っております。

あと、多文化共生のまちづくり、それからAI・RPA等の活用、こういったものにつきましては、必要な文言等を改めておるところでございます。

それから最後に、一番下にスポーツに親しめる環境づくりということで、るる書いておりますけれども、来年東京オリンピック・パラリンピックということで開催をされます。そういったものが、今後の市民、県民、国民がスポーツに親しむ環境づくりに大きくつながっていくということもございますけれども、従前の計画では久光製薬スプリングスの記述がございませんでした。

本市では、サガン鳥栖と久光製薬スプリングス、2つのプロスポーツチームがホームタウンとして活動しているということを踏まえまして、今回ここに久光製薬スプリングスとの連携を強化ということで文言を書き加えたところでございます。

ちょっと簡単に説明してしまいましたが、こういった形で第2期の戦略、第1期分を踏まえながら、外部有識者等との意見等を踏まえながら、改定を行うこととしておりまして、実はこの戦略と人口ビジョンにつきましては、この後、年明けに市民の皆様に対しましてパブリック・コメントで意見をいただきたいというふうに思っております。

議会のほうには、年明け1月にパブコメの説明をする機会をいただくこととしておりますので、そこでまた改めて御説明したいと思っておりますけれども、今こういった形で人口ビジョンと戦略の策定を進めているということをこの委員会の中で御報告ということで、お時間をいただいたところでございます。

それから最後に、すいません、7次総計の策定状況でございますが、資料が87ページをお願いいたします。

第7次の総合計画の策定方針ということで資料を準備しておりますけれども、第6次総合計画が令和2年度までということでございますので、今、第7次総計に向けた策定作業に着手したところでございます。

策定方針等につきましては、総務文教常任委員会の中でも御説明してまいりましたけれども、委員会構成が変わったということもありまして、改めて資料をここで用意させていただきました。

中身につきましては、もう御存じのとおりのところもございまして、少し割愛をさせていただきますけれども、この7次総計につきましては、資料の88ページにありますように、基

本構想と基本計画、そして実施計画の3層構成で今回策定をしたいと考えております。

基本構想は、令和3年から令和12年度までの10年間、そのうち前期の5年——令和3年から令和7年度を前期計画。そして、令和8年から令和12年度までを後期計画ということで、基本計画をここで策定するというようにしております。

加えて、実施計画ということで、資料89ページに書いておりますように、毎年度ローリング方式により見直しを行う実施計画を、今回策定をするということでしております。こういった3層構成で7次の計画を策定し、これを市民の皆様理解いただきながら共にまちづくりを進めていく、そういった計画を策定したいと思っております。

この策定の体制でございますが、89ページの5に書いておりますように、まず(1)として、庁内で総合計画委員会というのを組織しております。ここで十分議論をして、案を練って、もんで、いわゆるたたき台をつくりまして、各委員会等に提出をしたいと思っておりますが、外部の委員会、審査する場として(2)鳥栖市総合計画審議会、こういったところに御提案させていただこうと思っております。これ条例事項でございますけれども、18人以内で組織するとなっておりますので、今後こういったものを立ち上げて議論をお願いしたいと思っております。

それから、資料は90ページになりますけれども、議会の対応でございますが、(3)鳥栖市議会に対しましても、計画の策定状況に応じて適宜報告をさせていただこうと思っておりますし、まずはこの総務文教常任委員会の中で、進捗状況につきましては報告をさせていただきたいと思っております。

それで、(4)市民意見の反映ということで、策定に当たりましては、前回は行っております市民満足度調査の結果、あと、現在都市計画マスタープラン策定中でございますが、このときに行いましたまちづくりワークショップでの意見、あと、今後開催いたしますまちづくり座談会、そういった意見を参考にしながら、市民の皆様意見も計画に反映させていきたいと思っております。

策定スケジュールでございますけれども、6に書いておりますが、令和元年度、2年度の2カ年間で策定をすることとしておりまして、令和2年の12月議会に7次総計の素案を上程し、そして令和3年の3月議会で議決をいただきまして、令和3年4月からのスタートといった形で、今後策定作業を進めていきたいと思っております。

先ほど言いました市民意見を計画に生かすということで、資料が91ページ、最後になりますが、まちづくり座談会を開催していきたいと思っております。ここに書いておりますように、2月1日から土曜日、午前、午後、一枠ずつ各地区のまちづくり推進センターにおじゃまいたしまして、市民の皆様方とこれからのまちづくりについて意見交換を行う座談会を開

催していきたいと思っております。

一応、こういう形で場所と時間を設定しておりますけれども、この時間帯にちょっと都合がつかない方は別の地区に来ていただいても全然構わないというような形で、今囑託委員会を通じて市民の皆様に御案内をしております。合わせましてホームページ等でも御案内をしているところがございます。

ですから、こういった座談会の意見等も十分参考にしながら、7次総合計画を策定していきたいというふうに思っております。

ちょっと資料が多かったんですが、以上で、総合政策課の議案外報告を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、5件にわたりまして議案外の報告がありましたので、この際ですけれども、確認したいこと、お尋ねしたいことがありましたらお願いしたいと思います。

[発言する者なし]

よろしいですか。

尼寺省悟委員

ホームページの更新ということで、令和2年から3年にかけて、1年間かけて更新すると、最初に言われたわけですね。

この件に係る経費ってどれぐらい考えておられますか、費用は。

野下隆寛情報政策課長

これ、クラウド方式を今検討しております、最初の構築で約1,700万円、その後のクラウド利用料が230万円ほどを見込んでおります。

尼寺省悟委員

令和2年度からということだから、来年度の予算に計上してから始めるという形ですね。

野下隆寛情報政策課長

そのとおりでございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

伊藤克也委員

御説明ありがとうございます。

SDGsってということを今回、新たに総合計画の中に取り込んでいかれるということで、非常にいいことだというふうには思うんですが、反面これが市民の方にどれほど、現状浸透

しているのかなというふうなところも思うわけですね。

そういったところで、どのように市民の方にこれの浸透を図っていかれるおつもりかお伺いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、伊藤委員からおっしゃっていただきましたように、まだまだこのSDGsっていう言葉が市民の皆様には浸透していないというふうに思っております。

もちろん、実は私ども職員の中にも、まだこれは十分に伝わっていないということを思っております。

ただ、こういった考え方が今後のいろんな施策等を進めていく、また計画等を策定していく中では非常に重要な、国際的にもある意味スタンダードな考え方になってきますので、これからそういったことを、職員もそうですが市民の皆さんにお伝えしていくとなります。

先ほどのまちづくり座談会、今後予定をしておりますけれども、そういった中でお越しいただいた皆さんには、そういった話もしていきたいと思っておりますし、あと、実は今後、高校生と意見交換とかをするような場がございます。

そういった中で、高校生の学生さんたちにもこういったことをお伝えをしたりとか、あとホームページ等を使って、これからの総合計画の進みぐあい等について逐一報告をしていく中で、ちょっと説明といいますか、SDGsってこういったものなんですよと。これから、こういった考えが必要になってきますよと。そういったものを、少しずつお知らせ、お伝えしていくようなことも必要だというふうに考えております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

我々も含めて、まだまだ勉強不足なところはもちろんあるというふうに思ってますんで、私たちも含めて一緒に、いろんなチャンネルを使って浸透を図っていただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

単純な質問ですけども、例えば43ページね、そこに社人研推計準拠と独自推計の比較ということで、いろんな、年少人口とかあって、結構開きがあるんですが、独自推計というのは、何を根拠にして推計したものになるんですかね。我々がこれを見たときに、どっちのほうに近いかなあというふうに思うけど。どうなんですか、その辺は。

いや、独自推計のほうに近いんだと、その辺はどんなふうに考えてあるんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回の、ここにお示ししております人口推計につきましては、内閣府のほうが人口推計に当たっての指標等をお示ししております。

そういったものに本市の状況等を掛け合わせてやっておりますけれども、社会動態であったり、あと出生率、そういったものを掛け合わせたものを独自推計という形でここでお示しをしたところでございます。

ワークシートといいますか、内閣府がシートの情報提供をしております。

1期目のときには、本当に、もう1,000万円とかお金をつけて、手取り足取りやってくれたんですけど、今回そういったものをお示しをして、独自に自治体のほうで推計をなさйтеよというやり方なものですから、そういったものを活用しながら独自に出した数値でございませう。（「そっちのほうに近いと。そっちが近いと見ていいわけ」と呼ぶ者あり）

石丸健一企画政策部長

社人研の部分は、もう金太郎あめ的な形でされてまして、それを補う意味で国のほうがソフトといいますか、計算する物をつくっていただいておりますので、そちらを活用して社人研の分を修正させていただいているというような形になりますので、この独自推計のほうにより現実に近いのだろうというふうに思っております。

久保山博幸委員

先ほどのまちづくり座談会に関連してなんですけれども、これは前回の6次総合計画の、あ那时的のみらい会議にかわるものかなというふうに思うんですが、なかなかまちづくり座談会、いっぱい来ていただく、まずそこまでが大変かと思うんですが、その会議に来られて、よくあるのが、そのときにいろんな話を聞いて、そのときにはちょっと思いつかんやっただか、やっぱり時間がたって、自分なりにいろいろ考えて、その上で意見をもう一遍言いたいなとかいうケースも多いと思うんですね。

だから、各地区1回ずつ計画をされているんですが、希望としたらもう一回ぐらい時間をおいて座談会を開催する、そういうスタイルのほうが、より中身のある座談会になるのかなというふうに思うんですが、いかがお考えでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、久保山博幸委員からありましたように、第6次総合計画を策定する際には、鳥栖のみらい会議という形で多くの市民の皆様方に御参画いただきまして、さまざまな意見を頂戴して今の計画をつくっております。

今回は、そういった経験も踏まえ、前は公募で89名だったと思いますけど、皆さん方に来ていただいているいろんな話をしてもらったんですけど、今回は、行政側のほうから地域に出

向いて行って、膝を突き合わせていろんな話を聞かせてほしいというふうなことで、広く周知をかけさせていただいているつもりです。

やっぱりどうしても話す議題が、テーマが広いので、おっしゃるようにその場ではなかなか答えづらいとか、後になってこういうことを言えばよかったというのがあると思うので、今回は、今募集かけておりますけど、一定手が上がった後で、お越しになる皆様方に、こういった形で進めていきますっていうしおりみたいなやつをつくって、あらかじめメンバーさんにお渡しをして、ちょっと準備をして来ていただくようなことを考えております。

話をした後で、例えば言い足りないとか、後で気づいたということがあれば、当然それも受け付けるような窓口もきちんと残しておきたいと思っております。現状では、座談会はここにお示ししておる日程——今のところはですね、ここで考えております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

それでは、以上で議案外の報告を終わります。

教育委員会事務局の準備のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 23 分 休憩

oo

午後 2 時 42 分開会

中村直人委員長

それでは、再開いたします。

oo

教育委員会事務局

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第30号の1議案であります。

それでは、議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ファイルについては、04（教育委員会）一般会計補正予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

青木博美教育総務課長

それでは、議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の教育委員会事務局関係につきまして、お手元に配付させていただいております総務文教常任委員会資料にて御説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

表紙をめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

今回は、歳出のみの補正となっております。

款10教育費、項1教育総務費、目2総務事務局費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

それでは、学校教育課から御説明をいたします。

同じく、項1教育総務費、目3学校教育事務局費、節2から節4までは4月の人事異動等に伴います給料、職員手当等、共済費の補正でございます。

節15の工事請負費につきましては、通学路における犯罪を防止し、児童生徒の通学時の安全安心を確保するため、通学路に防犯カメラを設置するための工事につきましての補正でございます。令和元年度は各小学校区に1台ずつ、計8台を予定しております。

青木博美教育総務課長

続きまして、3ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校施設管理費でございます。

節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節15工事請負費につきましては、弥生が丘小学校の雨水排水の改修工事、並びに強風により破損しました若葉小学校の転落防止柵を設置するための経費をお願いするものでございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、学校教育課から御説明をいたします。

同じく、項2小学校費、目2学校事務管理費、節18備品購入費につきましては、車椅子を使用する児童生徒の学校内での移動を容易にするため、鳥栖北小学校に階段昇降車を配置するための階段昇降車購入費につきましての補正でございます。

これにつきましては、9ページ、10ページのほうに資料を載せさせていただいております。

続きまして、4ページをお開きください。

目3教育振興費、節20補助費につきましては、就学援助に係る学校給食費及び新入学児童学用品費に係る補正でございます。

これは、令和元年度小学校入学の準要保護児童数が当初の見込みよりふえたこと、また令和2年度入学に向けて、前倒し支給を行います小学校入学の準要保護児童数の見込み数の増加等による補正でございます。

続きまして、目4学校給食センター費、節3から節4までは、4月の人事異動等に伴います職員手当等及び公債費の補正でございます。

青木博美教育総務課長

ページをめくっていただきまして、5ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。

節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、中学校スポーツ大会等出場補助金の補正でございます。

今年度は、全国大会や九州大会へ出場する生徒が当初の見込みよりふえまして、今回計上分は、全国大会等へ出場するための交通費及び宿泊費に対する補助金について補正するものでございます。これにつきましては、11ページのほうに一覧として資料を載せさせていただいております。

続きまして、目3教育振興費、節20扶助費につきましては、就学援助に係る新入学生徒学用品費の補正でございます。これは、小学校と同じく、令和元年度中学校入学の準要保護生徒数が当初の見込みよりふえたこと、また令和2年度入学に向けまして前倒し支給を行います、中学校入学の準要保護児童数の見込み数の増加等による補正でございます。

以上でございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

続きまして、6ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費の説明をいたします。

節2給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成30年度子ども・子育て支援交付金の実績額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目3図書館費でございますが、節2給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節11需用費の光熱水費につきましては、図書館の今後の電気使用料等が不足する見込みのため、補正をお願いするものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

久保山日出男委員

小学校の費用と中学校の費用にあったとですけど、教育振興費の扶助費の生徒がふえたということで費用が上がっておりますが、小学校、中学校、人数、それと1人当たりどれくらい支払われるのかお伺いします。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

扶助費の分、新入学学用品費の当初見込み人数等についてお答え（「聞こえん」と呼ぶ者あり）新入学学用品費の当初見込み人数について、お答えいたします。

本年度の対応分といたしましては、当初の見込みでは小学校79人、中学校85人と見込んでおりましたが、今回補正の見込み人数では、本年の4月から7月まで認定をした実際の支給の、実績の人数分と。

また、来年度入学予定者、この方については、年が明けまして、前倒し支給ということでお支払いする分になるんですが、この分と合わせまして小学校97人、中学校121人と見込んでおります。支給の額については、新入学学用品費につきましては、小学校、今年度入学者については4万600円としておりましたが、来年度入学者からこれを1万円値上げしまして5万600円。

中学校生徒につきましては、今年度入学者については4万7,400円としておりましたが、これを1万円上げまして、来年度入学者分からは5万7,400円ということで考えております。

以上です。

久保山日出男委員

人数を差し引かせんで、はっきり何人ふえた、想定しているかということでお答え願いたいですね。

金額はわかりましたから。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

小学校が差し引き人数ということで、見込みよりも18人の増、中学校につきましてが36人の増となっております。

以上です。

中村直人委員長

ほかに、ございませんか。

中川原豊志委員

防犯カメラの件なんですけれども、先ほど質疑もありましたけれども、小学校区に1台ずつということで、まず場所の選定については今からというような話もあろうかと思いますが、おおむねどういふところを検討されているのかというのと、それから、1台につき30万円ほどかかると。

これはカメラとそれからポールを設置とかいうふうに思うんですけど、例えば公共的な建物とか何かあったときに、ポールを立てなくてもカメラを設置するようなことっていうのができるような場所があるのであれば、そういう工事費なんかを省けるのかなと思うんですけど、そういうふうなところの考え方も、ちょっと教えていただきたい。

古賀泰伸学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

失礼します。

防犯カメラの設置につきましては、今現在、設置基準としまして学校を中心として500メートル以内、その中でも児童生徒の通行量の多いところをまず第一に考えております。これは、多くの児童生徒を見守るという観点からの設置基準というふうになっております。

それと、先ほど質問にありましたポール等についてです。

確かに30万円、今現在1台につき33万円の中には工事費、それからポールといいますか、支柱ですね、その材料費。それから防犯カメラを設置する際には防犯カメラ設置、それで監視中のような表示板も必要ということですので、それも含まれた金額というふうになっております。

それを含めての33万円ということになっておりますけれども、設置箇所につきましては今後、学校の意見、それから地域住民の意見、交対協とかそういったところのアドバイス等も考慮に入れながら教育委員会で決定していくんですけども、今現在の考えとしましてはポールを立てることを前提として予算計上をしております。

これが、もし電柱っていうふうなところになると、それが可能なかどうか、その電柱には、例えばNTTであったりとかいうふうなところが関係してきますので、そういったとこ

ろで可能なかどうかということにつきましては、今後検討の1つかというふうに考えております。

以上が、お答えとなります。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ちょっと要望的になるかもしれませんが、生徒が多いところにつけるのはもちろん大切だと思うんですけど、生徒が多い分にぎやかな、大人の人がいっぱいおるようなところも危ないのかもしれないけど、見守りが少ないような、大人が目が届きにくい、そういったところも一つ、検討の材料としてもいいのかなと、私はちょっと思ったんでこれは提案でございます。

それとポールについては、もし電柱とかがよければ幾らかでもね、工事費を削減できるなら、それはいいのかなというふうに思いますんで、検討していただきたいなと思います。

あと、今後の維持管理につきまして、電気代等については数百円程度という話があったんですけど、今後の負担はどちらで、学校単位の学校の需用費という感じで光熱費をそこでされるのか、教育委員会で一括してするのかその辺のところにつきましても、ちょっと教えてください。

中島達也学校教育課長

あとの維持につきましては、教育委員会のほうで一括して管理をしていきたいと考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

5ページですね、中学校のスポーツ大会出場ということで、440万円あります。

交通費と宿泊費を補助しているということでしたけれども、11ページを見ると京都とか大阪とかかなり遠いところまで行っておられるんですけど、この補助の割合っっちゃうか、どれぐらいされてるんですか。全額補助をしているんですか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

これにつきましては、かかりました宿泊費、交通費の実費の2分の1になっております。

以上です。

尼寺省悟委員

2分の1ですか。2分の1にしても、かなりね、京都とかそういったところに行ったらかなりの額になると思うんですけどね。

1年に1回とか、あるいは何回か行くっっちゃうことで。この割合というのは、ずっと一貫してこの程度なんですか、もっとふやすとかいうふうな考えはお持ちでないですか。

中島達也学校教育課長

今まで、この2分の1という形でずっとやってきておりますし、県の補助あたりを見ましても、多分2分の1というところで設定をしているところが多い形じゃないかなと思っております。

現状では今のところ2分の1で、そのままいきたいと考えております。

尼寺省悟委員

わかればですけども、例えば京都とか大阪に行った場合の金額ってどれぐらい、宿泊費とか交通費はどれぐらいになるんですか。

わかりますか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

大体というところで申しわけないんですが、まず、例えば京都に田代中学校、体操のほうで5人で行かれたような場合ということで、この場合についてが、補助金のほうが13万7,000円お出しておりますので、実際にかかった額というのはこの倍額になるかと思えます。27万円ぐらいかかったんじゃないかと思えます。

以上です。

尼寺省悟委員

5人で13.7万円、約15万円としたら3万円ということね、1人。そういうことですね、3万円。(発言する者あり)

いやいや、だから負担はね、3万円っっちゃうことですね。1回であればいいけれども、これが何回かになればね。あくまでこれは教育の一環なんでしょう、ね。

教育の一環なんでしょう。だからそういった意味で、中学校まで全国大会っっちゃうのは、多分私たちのときにはなかったかと思うんですけどね。我々の世代のときにはね。

今、こういった形でやってるっっちゃうことに対して、やっぱり3万円の負担というのは私は少ないと思うんでね、その辺はちょっと。前がそうだったからということじゃなくてね、その辺は考慮すべきではないかなと思えます。兄弟がおればね、6万円にもなるしその辺は。

それからもう一点、その下の新入学生学用品ということで、就学援助ね。さっき質問があったんですが、小学校は18人ふえた、中学校は36人ふえたとありますね。

ふえてそれぞれ何人なんですか。ふえた結果は、何人なんですか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

小学校が97人、中学校が121人です。（「ちょっと、もう一回いい」と呼ぶ者あり）

小学校が97人、中学校が121人になります。これは、新入学生の分ですね。新入学の就学援助費という分になりますので1年生の分になります。

尼寺省悟委員

それから、先ほど1万円ふえて4万円か5万円ぐらいになったというお話がありましたね。そういうこと言われたですね。

これは、どういうことでそうなったんですか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

新入生徒の学用品の金額については、生活保護の支給基準のほうを準用いたしております。

準用といいますか、その金額に合わせる形ですと検討してまいりましたので、この分について国のほうが値上げをされていたということで、それに合わせる形で、今回見直そうかということで考えております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

先ほどの防犯カメラの件なんですけれども、なかなか子供の多いところ、北門、南門あっていろいろ難しいところかなと思うんですけれども、通学路点検を毎年されておると思うんですが、既存の防犯カメラ、民間の例えばコンビニとかにもあるんですが、通学路のどこに防犯カメラがありますよとかいうのは把握されていますか。

古賀泰伸学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

毎年行っている通学路点検ではございますけれども、防犯カメラの設置箇所、これは先ほど言われました民間等々においての防犯カメラの設置箇所までは、教育委員会としましては把握はしておりません。

以上です。

久保山博幸委員

せっかく、今回防犯カメラの取り組みが始まるんですが、ぜひ何かその辺の取り組みですよ、通学路の状況を今回の防犯カメラ設置の動きに合わせてその辺まで把握していく必要があるのかなという、意見ですが。

中島達也学校教育課長

非常に貴重な御意見、ありがとうございます。今後参考にさせていただきたいと思いま

す。

ありがとうございます。

中村直人委員長

いいですか。

中川原豊志委員

すいません、先ほどの、スポーツ大会出場補助の件なんですけれども、中学校のこの補助の対象となる大会と、補助の対象にならない、いろんな競技種目もあろうかと思うんですよ。

その辺のところの、僕らようわからんとぼってんが、線引きなところがどこにあるのか、中体連は出すけれども何か違う大会は出ないとか。

そういった場合は、多分スポーツ振興課のほうから、金額の少ない分しか出ないと思うんですけど。同じ子供さん、中学生が大会に行くときに、この差があるのっていうのはどうなのかなっていう気がするんですが、そういうことって、どの大会までは出るけどどれは出ないとかっていうのがありますか。

中島達也学校教育課長

補助金交付要綱の中では、国、地方公共団体、小・中教科等教育研究会、財団法人全国中学校文化連盟、財団法人全国中学校体育連盟——中体連ですね——及び財団法人九州中学校体育連盟が主催するものであることということで、一応規定をしております。そこでの線引きはさせていただいております。

基本的には、やっぱり中体連主催の大会であるということですね。その辺が線引きのラインとしております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

線引きがあるのはわかるんですけどね、ただやっぱり同じ中学生で全国大会に違う競技とかで行かれたときに、半額という結構大きいと思うんですね。

多分、スポーツ振興課が出している補助金っていうのは、もう少し小っちゃい金額やったかなというふうに思いますんで、何か、あっちがこんなにもらってこっちはこんだけっていうふうに、そういうのがないのかなと、ちょっと心配をしてるんですけども。

何か、そういう意見とかいうのはございませんか。

中島達也学校教育課長

中体連以外というのは、多分いろんな協会主催で行われる大会がありまして、競技によって物すごく数が多くあったりする種目もございます。そういったところの関係もあって、今まで協会主催あたりにはやっぱり補助を出していなかったという背景があるのかなと思って

おります。

ただ、昨今部活動の大会あたりにつきましてもかなり制限を、方針に基づいて加えておりますので、その辺も少し検討はしていきたいと思っております。

中村直人委員長

ほかには、ございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑を終了いたします。



報 告（教育委員会事務局学校教育課）

鳥栖市内中学校で発生したいじめ問題に係る訴訟についての報告

中村直人委員長

続きまして、議案外ではございますが執行部より報告事項がありますので、これを受けたいと思っております。

ファイルについては、議案外の報告03（教育委員会）になります。

それでは、報告をお願いいたします。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

それでは、学校教育課のほうから報告事項ということで述べさせていただきます。

鳥栖市内中学校で発生したいじめ問題に係る訴訟についての御報告ということで、報告をさせていただきます。

平成24年に市内中学校で発生いたしましたいじめ事案について、平成27年2月に、当時の被害生徒から本市及び加害生徒を相手に損害賠償請求訴訟が提起されまして裁判が続いておりますが、今月20日、今週金曜日に佐賀地方裁判所において判決の言い渡しを受ける予定になっております。それで、一定御報告をさせていただきたいと思っております。

資料を配付しておりますので、資料をごらんいただきたいと思います。

まず、訴えの内容についてです。

提訴されましたのは、平成27年2月19日。訴えを提起した原告といたしましては、中学校

でいじめを受けた被害生徒及びその家族。

また、被告といたしまして、本市、並びに加害生徒8名とその父母となっております。損害賠償金が1億2,773万円、これに当該いじめ事案発生当初の平成24年5月から支払い済みまで、年5分の割合で計算した遅延損害金を加えた額を支払うようにということでの求めになっております。

訴えの理由といたしましては、被告加害生徒らにより原告の被害生徒に対しまして、平成24年4月から平成24年10月23日まで行われていました暴行、傷害、脅迫、恐喝行為により、原告被害生徒は重度の心的外傷後ストレス障害——いわゆるPTSDと言われるものですが——これで通学できなくなりまして、また被告鳥栖市は、担任教諭らのいじめ発見などの安全配慮義務違反、学校や市教育委員会も発覚時の情報共有や連携体制の不備、発覚後の加害生徒への措置の不備や原因解明などの調査の不備などがあったことについてということで挙げられております。

この訴えに対しまして、本市では、こうした訴訟に係る費用に対応し得る、全国市長会の学校災害賠償補償保険に加入しておりますので、当該保険の引き受け管理会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社が推薦されました福岡市の木上法律事務所の弁護士を本市の訴訟代理人として選任いたしまして、今日まで訴訟の進行について委任をしてきたところです。

提訴から4年5カ月を経ました本年の7月30日に裁判のほうは結審いたしまして、今月20日に判決の言い渡しを受ける予定になっております。

判決後につきましては、判決文を受け取った日から2週間以内が控訴期限となっております。

この間に、本市として控訴するかどうかを判断することになりますし、お互いに控訴をしなければ、本市と原告の間では判決が確定いたします。

また、判決につきましては、現時点ではどのようなものになるかは全くわかりませんが、仮に原告の訴えが認められた場合、本件のように複数の被告がいるときは、損害賠償金について判決で被告それぞれの金額が示されることはほとんどなく、したがって、連帯して支払いを命じるような内容のものになるであろうということ、代理人の弁護士のほうには伺っております。

また、この場合は、連帯債務ということになりますので、とにかくその中の誰かが判決の金額を払えばよいということになります。こういう場合、原告が請求する場合について、被告の中で最も資力のありそうなところに総額を請求してくる。恐らく、今回の場合は、本市のほうに総額を請求してくるだろうということ、弁護士のほうから伺っております。

話が先になりますが、判決に従い本市が損害賠償金を支払う場合については、連帯債務と

いうことで、その総額を含めて、先ほども述べました学校災害賠償補償保険、この適用がございませぬ。

保険会社のほうから、一端請求金について原告に判決金額の総額が支払われまして、連帯債務であれば、以後は保険会社のほうでほかの被告のほうにそれぞれの負担分を求めていかれるということになっております。

それで、本市が、もし判決の内容に納得できず控訴する場合につきまして、これにつきましては、控訴期限内に控訴手続をしなければなりません、控訴とあわせて強制執行の停止決定申立という手続も行われなければなりません。

これは、今回の損害賠償請求にあわせて、判決に仮執行宣言をつけるようにということで、原告のほうに求めてありますので、これが認められるならば原告のほうは賠償金を確保するために、判決が確定する前でも市の銀行口座を差し押さえるなどの強制執行をかける権限が与えられることとなります。

本市が、もし控訴するということになれば、賠償金を得るために、原告がこうした差し押さえ等の強制執行の手続を開始するおそれがございますので、もし控訴をするという場合であれば、事前に本市への強制執行を開始するための手続を別にとる必要がございます。

この手続については、資料のほうにも記載しておりますが、手続と同時に法務局のほうに担保金を供託する必要がございます。金額は、判決金額の8割程度のことが多いと聞き及んでおりますが、最終的には判決後、手続の際に裁判所が示す金額となることとなります。

この供託金につきましては、保険の適用がございませぬので、必要な場合は市の予算で用意することとなりますが、あくまで供託です。判決が確定するなり、和解するなりして訴訟が終われば法務局のほうから返ってくるお金になっております。

こうした、控訴手続に入るには、市の行政手続といたしましては、市が控訴することについての議決、また仮執行停止の手続のための供託金ということであればそのための予算案、この議決が必要になってまいります。

しかしながら、今回控訴期限が2週間以内と短い中で、判決文を読みとき、代理人の弁護士と協議するなど、控訴するかどうかの判断に多くの時間がかかる見込みではありますし、また今回は特に、その間に年末年始を迎えるということもありますので、議会を招集するいとまがないということから、地方自治法179条第1項に基づく専決処分により行わせていただきたいと考えております。

なお、控訴しない場合につきましては、議決等の特段の行政手続は特に必要はございませぬ。

資料のほうの最後に、判決後の必要手続につきまして、大まかではあります整理した表

のほうを記載しております。

本市、原告、そしてまたほかの被告、それぞれが控訴する場合、また控訴しない場合と考えられる8通りのパターンを記載しておりますが、今後判決を受けて、細部を代理人弁護士や保険会社と詰める中で変わってくる部分もあろうかと存じますので、この分については御承知おきいただきたいと思います。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、何か確認したいこと、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

尼寺省悟委員

最後に言われた件ですね、判決の言い渡しが12月20日に行われて、控訴する控訴しない。かなり年末年始で時間が短いというようなことで、最終的には保険会社とか弁護士さんと相談するということなんですがね、もう今の地点で、そういったことを想定してこうする、ああするというのは、決めるのが、時間がないならば普通じゃないかなと思うんですけども。そのような方針は、まだ立てられていない、あるいは言えない。

どうなんですか、普通はね、もう大体想定できるなら、どっちかしかないんだから。

白水隆弘教育次長

今の御質問でございますが、他市の事例等を鑑みますと、ほぼほぼ行政手続によります専決処分ということで、特に年末年始をまたがる時期についてはそうされておるところがほとんどでございますので、もしも鳥栖市が控訴手続をするということになれば、同様の手続をせざるを得ないと考えております。

なお、他市の事例において、この仮執行宣言を停止しないまま控訴をされた事例もございますが、その際は、今課長補佐から説明がありましたように、市の資産の差し押さえが実際になされて、支払いの遅延であったり、そういったところに行政の執行のおくれなどが出てまいっておるといふ事例もございますので、私どもとしては――これは仮にでございますけれど――もしも内容に不服があるといった場合に控訴をしなければいけないというふうになった場合は、同様の手続をさせていただくしかないかなというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

いやいや、その前の段階でね、だから控訴する、控訴しないといったことについては、最終的には弁護士さんとか保険会社と相談して決めると言われたんですけども、時間がもう迫って、ないし、だから、もう今の地点である程度想定して決めておられるんじゃないです

かと。

まだ、どうなんですかと聞いとる。

白水隆弘教育次長

決めておるかどうかということに関しましては、全く決めておりません。

ただ、想定される行政手続としてはこういうことがありますので、事前に知っていただきたいということで御披露しておるところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で議案外の報告を終わらせていただきます。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、あさって18日は、現地視察を含めておりますが、現在のところありませんので、10時から委員会を開会するということをお願いしたいと思います。

じゃあ、あすは休会。18日は、10時から委員会を開催いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時19分散会

令和元年12月18日（水）

1 出席委員氏名

委員長	中村	直人	委員	尼寺	省悟
副委員長	久保山	博幸	〃	中川原	豊志
委員	森山	林	〃	伊藤	克也
〃	久保山	日出男			

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局	長	実本	和彦
総務課庶務防災係	長	古賀	庸介
総務課長補佐兼文書法制係	長	江下	剛
総務部次長兼財政課	長	姉川	勝之
契約管財課	長	森山	信二
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原	有高
総務部次長兼庁舎建設課	長	古澤	哲也
会計管理者兼出納室	長	吉田	秀利
議事事務局	長	緒方	心一
監査委員事務局	長	古賀	和教
企画政策部	長	石丸	健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長		鹿毛	晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長		田中	大介
情報政策課	長	野下	隆寛

教	育	長	天	野	昌	明
教	育	次	長	白	水	隆
教	育	総	務	課	長	青
教	育	総	務	課	長	眞
学	校	教	育	課	長	中
生	涯	学	習	課	長	松
		兼	図	書	館	長
						松
						隈
						義
						和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 日 程

自由討議

議案審査

議案甲第48号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例

議案甲第49号 鳥栖市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第50号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第51号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第52号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第53号 鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔総括、採決〕

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件

〔採決〕

報 告（総務部総務課、財政課）

鳥栖市上下水道局職員架空発注等検証委員会

佐賀県競馬組合の状況報告

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 59 分開会

中村直人委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。

〰〰〰

自由討議

中村直人委員長

日程的には委員間での自由討議を行う予定ですが、自由討議、何かありますか。

[発言する者なし]

ありませんので、自由討議は終わります。

〰〰〰

総 括

中村直人委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。

久保山博幸委員

学校関係の防犯カメラの件なんですけれども、今回、基本的には子供たちの余計通るところっていうか、に設置されるのか。

もちろん、協議の中でっていうことになるんですけども。学校によっては、例えば基里小学校なんかは、北門と南門があって、あんまり変わらなぐらいの生徒数の利用じゃないかなと思ってですね。そうしたときに、協議の中で、どこにつけるかっていうときに、やっぱり北の保護者さんと南の保護者さんの、その辺で、何かいろいろ大変な調整が必要になるケースもあるのかなと思うんですけども。

ですから、今回は、1カ所っていうことやけんが、どこか、北か南かになってしまうんで

中村直人委員長

次に、議案甲第49号 鳥栖市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第50号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第50号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議案甲第51号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第51号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第52号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第52号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第53号 鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第53号 鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

次に、議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

中村直人委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件

中村直人委員長

次に、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の事件につきましては、委員会として、なお検討調査を要するため閉会中の継続審査といたしたいと思えます。

以上のとおり、議長に申し出ることには御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってお手元に配付のとおり、閉会中の継続審査を申し出することに決しました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

報 告（総務部総務課、財政課）

鳥栖市上下水道局職員架空発注等検証委員会

佐賀県競馬組合の状況報告

中村直人委員長

次に、執行部より議案外の報告の申し出がっておりますので、これをお受けしたいと思

います。

全部で2件ございますが、2件続けて報告をお願いいたします。

ファイルについては、議案外の報告04（総務部）になります。

それでは、報告をお願いいたします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おはようございます、総務課でございます。

それでは、総務文教常任委員会参考資料、議案外の2ページをお願いいたします。

鳥栖市上下水道局職員架空発注等検証委員会についての御報告でございます。

上下水道局職員による架空発注等に対して、内部調査の検証、原因究明及び再発防止等の検討を行う第三者委員会である、鳥栖市上下水道局職員架空発注等検証委員会を先月設置いたしており、総務課も事務局として参加をしております。

委員といたしましては、お手元を書いておられますとおり弁護士お二人と工事契約等に精通する委員お一人、計3人の構成となっております。

検証委員会をお願いしている所掌事務といたしましては、架空発注に係る内部調査及びこれに基づく処分、措置の検証、架空発注に係る背景、発注及び工事監理の調査確認及び原因究明、架空発注の再発防止等の検討でございます。

期間といたしましては、令和元年11月から検証が終了するまでといたしております。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

それでは続きまして、同じく議案外ではございますが、佐賀県競馬組合の平成30年度の決算につきまして御報告をさせていただきます。

お手元に配付しております、参考資料の3ページを簡単に御説明させていただきます。

佐賀県競馬組合議会につきましては、令和元年11月20日に開催されております。

全国の地方競馬をめぐる状況といたしましては、多くの主催者で自場施設への発売額が減少し続けているということでございます。こうした中ではございますが、前年度に引き続きまして、JRAインターネット投票システムなどでの発売が好調を維持したということで、全主催者の売得金の総額につきましては109.2%と前年度を上回っているということでございます。

佐賀県競馬組合におきましても自場施設での発売分は減少したものの、インターネット投票の情報発信に努めたことなどによりまして、引き続きインターネット発売が大幅に増加しているとのことでございます。佐賀競馬の売得金といたしましては、前年度比で125.8%と7

年連続で前年度を上回っているということでございます。

一方、歳出面におきましては、インターネット発売金の増に伴います払戻金、発売業務委託料の増や今後計画されております厩舎建てかえに伴いますコンサルタント委託や施設の修繕費用の増などの要素はありますが、歳入から歳出を差し引きました平成30年度の実質収支につきましては6,896万1,212円の黒字ということになっております。

続きまして、参考資料4ページ目からになりますが、平成30年度におきます歳入、歳出の決算額につきましては、歳入総額が288億1,589万3,000円。歳出総額が287億4,693万2,000円ということで、実質収支といたしましては6,896万1,000円。

この実質収支に基金の積立金等を加えまして、前年度純繰越金及び基金繰入金を差し引いた単年度の実質収益額といたしましては、3億7,717万6,000円の黒字ということになったということでございます。

この結果を受けまして、平成30年度につきましては、佐賀県と鳥栖市にそれぞれ配分金総額で1,600万円、鳥栖市に288万円、県のほうに1,312万円の配分金が納付されているところでございます。

以上、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

ただいま、2件の議案外の報告がありましたけれども、何か確認したいことなどがありましたらお願いをしたいと思います。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で議案外の報告を終わります。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和元年12月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時10分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員会年長委員 森 山 林 ⑩

鳥栖市議会総務文教常任委員長 中 村 直 人 ⑩

